

川崎市中原区選挙管理委員会告示第4号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第6項において読み替え
て準用する同法第40条第1項の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院小選
挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙において川崎市国際交流セン
ターに設置する期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、投票時間を次のとおりとしま
す。

令和8年1月27日

川崎市中原区選挙管理委員会

委員長 白井精一

期日前投票所	設置期間	投票時間
川崎市国際交流センター 本館談話ロビー	1月28日から 2月7日まで	午前9時00分から 午後8時00分まで